

オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書修正の概要

1. オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書・制度利用約款の修正について **資料 5-1**

主に次の点について誓約書・利用約款を修正した。

- (1) プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者として誓約書を提出する場合は、案件名を特定し、かつ後者2つの立場の場合、どの事業者を代表事業者とするかを明示することとした。(誓約書)
- (2) 制度利用者に、オフセット・クレジット(J-VER)登録簿において都道府県 J-VER のみを保有する者を追加した。(利用約款第3条)
- (3) 基本文書に違反した場合の制度管理者が講じる措置や、制度利用者の負う義務等についての条項を追加した。(利用約款第7条)
- (4) オフセット・クレジット(J-VER)制度からの離脱や、それ以降の制度利用者が負うべき義務等についての条項を追加した。(利用約款第11条)

2. 都道府県 J-VER プログラム認証に係る承諾書・制度利用約款の修正について **資料 5-2**

都道府県 J-VER プログラム認証が終了した場合のプログラム運営主体が講じなければならない措置や、発行済みクレジットの管理についての条項を追加した。(第6条)

3. オフセット・クレジット(J-VER)制度プロジェクト申請書(排出削減・吸収)の修正について **資料 5-3**

ダブルカウント防止の観点から、A参加者情報に上乘せする事業者とその対象を記述するように様式を修正した。

4. オフセット・クレジット(J-VER)発行依頼書の修正について **資料 5-4**

ダブルカウント防止の措置を講じる排出事業者や公的な制度名等を記載するように様式を修正した。

5. オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)の修正について **資料 5-5**

主に次の点について、オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）を Ver. 1.4 に修正した。

- (1) モニタリングポイント（面積）とモニタリングプロット（地位）の違いを明確にした。（資料 5-5 II-2 ページ）
- (2) モニタリングプロットの設定方法について具体的な手順を示した。（資料 5-5 II-9～13 ページ）
- (3) 面積の測量にコンパス以外のものを使用する場合、コンパスと同等の精度もしくは閉合差 5/100 に収まる方法なら可能である旨を追記。（資料 5-5 II-7）

以上